

報道関係各位	発信年月日	令和4年9月5日			
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号		
市民部生活安全課	山本 満康	課長補佐 平 健太郎	(0836) 82-1133		
件名	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等に対する略式代執行の実施について				
内 容					
<p>標記の件について、下記のとおり実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が続いている建物所有者等が不存在の特定空家等について、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき略式代執行を実施する。 2 日時 9月12日（月曜日）10:00 （報道受付9:30～） 3 場所 山陽小野田市大字厚狭8-19 4 内容 略式代執行の開始宣言後に建物除却及び敷地内残置物撤去作業開始 ※詳細は、『「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等に対する略式代執行の実施について』参照 5 当日の取材は、「報道機関取材連絡票」により事前にお知らせ願います。 ※連絡票提出期限 9月9日（金）15:00 					

FAX 発信者：山陽小野田市企画部シティセールス課
電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336

報道関係各位

山陽小野田市市民部生活安全課

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく 特定空家等に対する略式代執行の実施について

山陽小野田市では、本市で初めてとなる「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等に対する略式代執行を行うことといたしましたので、各報道機関の皆様にご案内いたします。

対象となる建物は、平成 26 年に所有者が転居して以降空き家となり、老朽化により建物東側の外壁の一部が崩落、建物南側の窓ガラスの一部が落下し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が続いています。

また、建物所有者等が不存在であることから解決の見込みがなく、庁内検討会議、学識経験者等で構成する空家等対策協議会での意見聴取などを経て、略式代執行の実施を決定いたしました。

1 略式代執行の概要

場所：山陽小野田市大字厚狭 8-19 ※P2 地図参照

日時：令和 4 年 9 月 12 日（月）10:00 開始（報道受付は 9:30 開始）

※初日の作業取材は、正午までとさせていただきます。また、天候等の影響によっては延期する場合があります。

内容：当該建物の除却及び敷地内残置物の撤去

2 取材について

代執行初日の取材を希望される場合は、次の注意事項を必ずお読みいただき、御了承いただいた上で、9月9日（金）15:00 までに別紙をお送りください。

〔注意事項〕

- (1) 代執行初日は、9:30 に報道受付開始、10:00 に略式代執行開始宣言を予定しています。
- (2) 貴社の腕章やスタッフユニフォームを着用するなど、報道機関名が分かるようにしてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、必ずマスクを着用してください。
- (4) 民有地には許可なく立ち入らないでください。
- (5) 当該物件は、JR 厚狭駅在来線口ロータリー、厚狭駅バス停、厚狭駅駐輪場及び厚狭駅前警察官連絡所に隣接し、周辺道路も狭いため、近隣住民や通行人、通行車両等の迷惑とならないようお願いいたします。

- (6) 車で来られる場合の駐車場は、厚狭税務署西側の空き地を御利用ください。
JR 厚狭駅送迎用駐車場には駐車しないでください。 ※地図参照
- (7) 代執行の妨げになるような行為は行わず、当日は市職員の指示に従ってください。
- (8) 代執行初日以外の現地取材については、必ず市生活安全課 空き家対策室へ御連絡をお願いします。なお、その場合の現地取材の際は、近隣住民への迷惑とならないよう配慮をお願いします。
- (9) 厚狭駅前警察官連絡所の駐車場は、当該建物の除却工事のために市で借りています。初日以外の立ち入りは禁止します。

3 問い合わせ先

山陽小野田市市民部生活安全課 空き家対策室

担 当：山本、平、白神

連絡先：0836 - 82 - 1133

FAX：0836 - 82 - 1240



